

## 4 高額医療・高額介護合算制度とは、どんな制度ですか？

### ◆高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額（年額）◆

所得の区分	後期高齢者医療制度＋介護保険
現役並み所得者	67万円（89万円）
一般	56万円（75万円）
低所得Ⅱ	31万円（41万円）
低所得Ⅰ	19万円（25万円）

※支給対象期間の1年間とは8月から翌年の7月の12ヵ月間となり、初年度に限り、平成20年4月から平成21年7月までの16ヵ月間となります。ただし、16ヵ月間で算出した金額が、平成20年8月から平成21年7月までの12ヵ月間で算出した金額より下回る場合は、12ヵ月で算出した金額を支給します。（ ）内の金額は16ヵ月間の自己負担限度となります。

同一世帯の被保険者において、1年間の医療保険と介護保険の自己負担額を合算した額が限度額を超えた場合に高額医療・高額介護合算療養費として支給されます。  
（平成20年4月から）

## 7 やむを得ず全額自己負担したときはどのようにになりますか？

次のような場合には、かかった医療費をいったん医療機関などに全額支払い、あとから市町の後期高齢者医療担当窓口へ払い戻しの申請をして認められると、自己負担分を除いた額が支給されます。

- ・ 緊急や旅行中など、やむを得ない理由で「保険証」を持たずに治療を受けたとき。
- ・ 海外旅行中、突然のけがや病気のため、海外の医療機関で治療を受けたとき。
- ・ 骨折やねんざなどで、保険診療を扱っていない柔道整復師（接骨院）の治療を受けたとき。
- ・ 医師が必要と認める治療用器具（コルセットなど）をつくったとき。
- ・ 医師が必要と認めて輸血のため用いた生血代。
- ・ 医師が必要と認めた、はり・灸・あんま・マッサージ等の治療を受けたとき。
- ・ 緊急ややむを得ない理由で、医師の指示があり、広域連合の承認が得られた重病人の入院、転院などの移送にかかった費用。

## 5 入院をする場合、食費はどのようにになりますか？

### ◆入院時の食事代の標準負担額（1食あたり）◆

所得の区分	標準負担額	
一般（下記以外の方）	260円	
低所得者Ⅱ	過去12ヵ月の入院日数が90日以下のとき	210円
	過去12ヵ月の入院日数が90日を超えたとき	160円
低所得者Ⅰ	100円	

入院したときの食事代は、老人保健制度と同様に1食あたりの標準負担額を負担します。なお、低所得者Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要になります。  
入院する前に、市町の後期高齢者医療担当窓口へ申請してください。また、低所得者Ⅱの方で、入院日数が過去12ヵ月間で90日を超えた場合も手続きが必要となります。

## 8 交通事故にあった時は届出が必要ですか？

交通事故などの第三者の行為によりけがをして治療を受けるときは、原則として加害者が医療費を負担するのですが、市町の後期高齢者医療担当窓口へ届けることにより、後期高齢者医療制度で治療を受けることができます。ただし、先に加害者から治療費を受けとったり、示談を済ませてしまったり、後期高齢者医療制度が受けられなくなりますので、示談の前に必ずご相談ください。

## 9 被保険者が死亡したときに葬祭費は支給されますか？

被保険者が死亡したときは、葬祭を行った人に対して葬祭費として5万円が支給されます。

## 保険料の納期・納付については下表のとおりとなります

	特別徴収	普通徴収
対象となる人	・ 年金が年額18万円以上の方 （介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える場合を除く）	・ 年金が年額18万円未満の方 ・ 介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える方
通知時期	8月上旬（予定） ※平成20年度の仮徴収に関しては、平成20年4月上旬に通知します。	8月上旬（予定）
納付の方法	支給される年金から保険料を引き去り、納めていただきます。	川根本町役場から送付される納付書により、指定された金融機関で納めていただきます。
納付の時期	4月	第1期 8月15日～8月31日
	6月	第2期 9月15日～9月30日
	8月	第3期 10月15日～10月31日
	10月	第4期 11月15日～11月30日
	12月	第5期 12月15日～12月31日
	2月	第6期 1月15日～1月31日
		第7期 2月15日～2月28日（閏年にあつては2月29日）
		第8期 3月15日～3月31日

※年度の途中で異動があった場合など、異なる場合があります。

○被用者保険に加入されていた方についての平成20年度の通知時期・納付時期などは、被扶養者であった方に対して軽減措置が講じられ、次のようになります。

通知時期 納付の方法及び 時期	被保険者本人 8月上旬(予定)				被扶養者 8月上旬(予定)			
	8月	9月	10月	2月	8月	9月	10月	2月
	普通徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	納付なし	納付なし	特別徴収	普通徴収
	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓

※被扶養者であった方の平成20年度の軽減措置

○4月から9月までは保険料の徴収は凍結され、10月以降、翌年3月までの均等割額の9割が軽減されます。

## 6 療養病床に入院したときの食費・居住費の負担はどのようにになりますか？

### ◆療養病床の標準負担額◆

所得の区分	標準負担額	
	◆食費については1食につき	◆居住費については1日につき
一般（下記以外の方）	※ ◆食費 460円	◆居住費 320円
低所得Ⅱ	◆食費 210円	◆居住費 320円
低所得Ⅰ	年金受給額が80万円以下などの方	◆食費 130円 ◆居住費 320円
	老齢福祉年金を受給している方	◆食費 100円 ◆居住費 0円

療養病床に入院された方については、老人保健制度と同様に食費及び居住費に関する負担として、食費については1食ごとに、居住費については1日ごとに標準負担額を負担します。

※栄養管理士または栄養士により栄養管理が行われているなど一定の要件を満たす保険医療機関の場合。それ以外の場合は420円となります。医療機関ご確認ください。